

広告掲載取扱要領

「京都市教育委員会事務局ホームページ」へのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	京都市教育委員会事務局ホームページトップページ
	ホームページアドレス	http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/
	ホームページの内容	京都市教育委員会事務局からの情報を掲載しています。
	アクセス数	月間アクセス件数約53,254件（令和6年1月から令和6年12月までの平均。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。）
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部 ※詳細な掲載位置については指定できません。
	広告データ	縦60ピクセル×横140ピクセル ファイル形式はGIF（アニメ不可、透過型不可）又はJPEG データ容量は、1バナーにつき20キロバイト以内
	枠数	最大18枠（60ピクセル×140ピクセルのとき）
	その他の仕様	・バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 ・ALT属性は自由に設定することができます。 ・点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 ・広告枠上に、次の文章を掲載します。 「広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。」 （注意）本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲載条件	広告料金（税込み）	月額5,000円／枠
	広告掲載期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※上記期間中、各月の初日から1箇月を単位とする任意の期間を指定できます。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の5開庁日前 ※開庁日とは、土・日曜、祝日、年末年始を除く京都市の開庁日をいいます。
	広告原稿の入稿方法	広告画像は契約者において作成し、完全データで入稿してください。
掲載基準	関係規程（必ずお読みください）	<u>京都市広告事業実施要綱</u> <u>京都市広告掲載基準</u>
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	学習塾、予備校、私立学校（大学を除く。）又はこれらの業種に準ずるものは掲載できません。

申 込 手 続 等	申込資格	契約の相手方は、広告主又は広告代理店等とします。その他の申込資格等の詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」 (http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)を確認してください。
	申込方法	・ 広告掲載申込書（第3号様式）をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 ・ 京都市競争入札参加資格のない方については、原則として、必要書類を広告掲載申込書と併せて提出してください。詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。
	申込期間	令和7年3月3日（月）～全枠が決定するまで。 書類の受付は、土曜日、日曜日及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
そ の 他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者（広告主又は広告代理店等）とは、別途、広告掲載契約を締結します。契約については、契約書、個別仕様書、京都市契約事務規則及び関係法令に定めるところに従ってください。詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。（分割不可） ・ 広告データについては、広告原稿の入稿までに事前に審査を行います（内容により修正等をお願いする場合があります）。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 広告内容等が、広告の規格等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 同一内容の広告を、同一期間に複数掲載しないようにしてください。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。（差替えを行う場合は新しいデータを用意してください。）ただし、差替えは原則として各月の初日においてのみ可能とし、月の途中からの差替えはできません。 ・ 掲載中の広告の取下げは、書面にて受け付けます。ただし、広告料は原則として返還しません。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告料は返還しません。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
	お申込み・お問い合わせ先	京都市教育委員会事務局総務部総務課（広報担当） 〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命ビル9階 電話番号 075-222-3768 FAX番号 075-256-0483